



国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成30年度の免除申請などの受付は、平成30年7月2日から開始されましたが、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口へご相談ください。

【申請書提出後の注意】

審査後に決定通知書が日本年金機構から送付されます。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

「赤十字会員増強・活動資金増収運動」について ～強調月間を「2月」から「4月」へ変更します～

日頃、日赤佐井村分区が行います赤十字活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、日赤青森県支部および当分区では、例年2月を「赤十字会員増強・活動資金増収運動強調月間」と位置付け、活動資金確保のための募集運動を行ってきました。期間中は、佐井村日赤奉仕団員が各家庭を訪問し、活動資金のご協力をお願いしていましたが、2月は冬期間の一番寒い時期であり、奉仕団員の高齢化により雪道は活動する際に危険を伴うなどの理由から、当分区においては本年から強調月間を「2月」から「4月」へ変更することになりました。

4月に改めて広報などでお知らせしますので、住民のみなさんには諸事情をご理解のうえ、引き続きご支援くださいますようお願いいたします。

【お問合せ】 日本赤十字社青森県支部佐井村分区
事務局：住民福祉課 住民係 担当：宮澤